本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（法律第二号）（総務省）

一　地方税法の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化することとした。（第三二条及び第三三条並びに附則第三三条の二関係）

㈡　県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴い、指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の道府県民税及び市町村民税について、以下の措置を講ずることとした。

(1)　平成三〇年度以後の各年度分の所得割の標準税率を、道府県民税二パーセント（改正前四パーセント）、市町村民税八パーセント（改正前六パーセント）に改めることとした。（第三五条及び第三一四条の三関係）

(2)　平成三〇年度以後の各年度分の分離課税の所得割に係る税率及び税額控除の割合等を(1)に合わせて改めることとした。（第三七条、第三七条の二、第三一四条の六及び第三一四条の七並びに附則第五条、第五条の四の二、第五条の五、第六条、第三三条の二～第三四条の三、第三五条～第三五条の二の二、第三五条の四及び第四五条関係）

(3)　指定都市の指定があった場合等の道府県民税又は市町村民税の規定の適用の特例について、所要の措置を講ずることとした。（第七三七条の二関係）

(4)　指定都市の区域を包括する道府県は、指定都市に係る平成二八年度分及び平成二九年度分の道府県民税の所得割（退職所得の分離課税に係る所得割を除き、標準税率に係る部分に限る。）に係る地方団体の徴収金の額（平成二九年度又は平成三〇年度に払い込まれる一定のものに限る。）の二分の一に相当する額を当該指定都市に対し交付することとした。（改正法附則第五条関係）

(5)　(1)にかかわらず、退職所得の分離課税に係る所得割については、当分の間、税率を道府県民税四パーセント、市町村民税六パーセントとし、指定都市の区域を包括する道府県は、当該道府県に払い込まれた退職所得の分離課税に係る所得割に係る地方団体の徴収金の額（当該指定都市に係るものに限る。）の二分の一に相当する額を当該指定都市に対し交付することとした。（附則第七条の四関係）

㈢　租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第三二一条の七の一二及び第三二一条の七の一三関係）

㈣　居住用財産の買換えの特例について、特定非常災害のため、その買換資産を取得期限内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下、その取得期限を二年の範囲内で延長することとした。（附則第四条関係）

㈤　肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を三年延長することとした。（附則第六条関係）

㈥　土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第三三条の三関係）

㈦　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定非常災害のため、予定期間内に租税特別措置法第三一条の二第二項第一二号から第一六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を二年の範囲内で延長するものとした上、その適用期限を三年延長することとした。（附則第三四条の二関係）

㈧　平成三一年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における配偶者控除及び配偶者特別控除について、以下の措置を講ずることとした。（第三三条、第三四条、第二九二条及び第三一四条の二関係）

(1)　配偶者控除

イ　控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとすることとした。

所得割の納税義務者の前年の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
九〇〇万円以下	三三万円	三八万円
九〇〇万円超九五〇万円以下	二二万円	二六万円
九五〇万円超一〇〇〇万円以下	一一万円	一三万円

ロ　前年の合計所得金額が一〇〇〇万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできないこととした。

(2)　配偶者特別控除

イ　配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を三八万円超一二三万円以下（改正前三八万円超七六万円未満）とし、その控除額を次のとおりとすることとした。

(イ)　前年の合計所得金額が九〇〇万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
三八万円超九〇万円以下	三三万円
九〇万円超九五万円以下	三一万円
九五万円超一〇〇万円以下	二六万円
一〇〇万円超一〇五万円以下	二一万円
一〇五万円超一一〇万円以下	一六万円
一一〇万円超一一五万円以下	一一万円
一一五万円超一二〇万円以下	六万円
一二〇万円超一二三万円以下	三万円

(ロ)　前年の合計所得金額が九〇〇万円超九五〇万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
三八万円超九〇万円以下	二二万円
九〇万円超九五万円以下	二一万円
九五万円超一〇〇万円以下	一八万円
一〇〇万円超一〇五万円以下	一四万円